

平成31年3月26日

前払金の支払限度額に係る契約書の改正について

さくら市総合政策部財政課

本市が発注する建設工事及び建設工事関連業務委託について、事業者の資金調達のより一層の円滑化を通じて、適正な施工を確保するため、契約書を一部改正しましたので、お知らせいたします。

改正の内容は下図のとおりです。

【改正前】

○請負金額 300 万円以上の建設工事

前払金：請負金額の10分の4以内

支払限度額：1億円

○請負金額 300 万円以上の設計・調査

○請負金額 200 万円以上の測量

○請負金額 3000 万円以上の機械類の製造

前払金：請負金額の10分の3以内

支払限度額：1億円



【改正後】

○請負金額 300 万円以上の建設工事

前払金：請負金額の10分の4以内

支払限度額：限度額なし

○請負金額 300 万円以上の設計・調査

○請負金額 200 万円以上の測量

○請負金額 3000 万円以上の機械類の製造

前払金：請負金額の10分の3以内

支払限度額：限度額なし

2. 改正内容の施行日

平成31年4月1日以降に締結する契約は、改正後の前金払となります。